

○多治見市たじっこクラブの利用についての決定の基準を定める要綱

平成28年3月28日教育委員会告示第9号

多治見市たじっこクラブの利用についての決定の基準を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多治見市たじっこクラブの実施に関する条例施行規則（平成28年教育委員会規則第1号）第11条の規定に基づき、たじっこクラブの利用についての決定の基準を定めるものとする。

(決定の優先順位)

第2条 たじっこクラブの利用については、たじっこクラブの対象となる児童（以下「対象児童」という。）のうち学年が低いものを優先して決定し、学年が同じ対象児童については、次の各号に掲げる点数を合算し、当該合算した点数が高い対象児童を優先して決定するものとする。

(1) 別表第1に掲げる状況の区分のいずれかに応じ、当該区分に定める点数。ただし、複数の区分に該当する場合は、該当する区分のうち最も高い点数の区分にのみ該当するものとする。

(2) 別表第2に掲げる状況の区分に応じ、当該区分に定める点数を合算した点数

2 前項の規定にかかわらず、対象児童の虐待その他特別の事情がある場合は、当該対象児童の利用を優先して決定するものとする。

(利用するクラブの決定)

第3条 同一の小学校区内に複数のクラブ（たじっこクラブの実施単位をいう。以下「クラブ」という。）がある場合においては、次に掲げる事項を総合的に勘案し、利用するクラブを決定するものとする。

(1) クラブにおける学年ごとの児童の数が著しく不均衡とならないこと。

(2) 対象児童に障害等がある場合にあっては、クラブが障害児等の利用に適していること。

(3) 対象児童について、前年度と同じクラブを利用すること。

(4) 対象児童について、兄弟姉妹が同じクラブを利用すること。

(5) その他クラブの運営上、教育委員会が必要と認めること。

附 則

1 この告示は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、告示の日から施行する。

2 たじっこクラブの利用の決定のために行う準備行為においては、たじっこクラブの利用の決定の基準は、施行日前においてもこの告示によるものとする。

別表第1（第2条関係）

保護者又は家庭の状況			点数	
居宅外労働	事業所に雇用されている者	勤務時間が1日7時間30分以上	10	
		勤務時間が1日6時間以上	7	
		勤務時間が1日4時間以上	6	
	自営	本人が主たる従事者である者	9	
		主たる従事者である家族に協力して従事している者	7	
	就労先は確定していないが求職中の場合		4	
居宅内労働	自営	本人が主たる従事者である者	8	
		主たる従事者である家族に協力して従事している者	6	
	内職	従事時間が1日7時間30分以上	5	
		従事時間が1日6時間以上	4	
妊娠・出産	産前2か月以内から産後3か月以内まで		10	
疾病	入院	概ね3か月以上の入院		10
	居宅療養	常時臥床	医師が長期加療を要すると診断した者	10
		精神性疾患	医師が長期加療を要すると	8

		診断した者	
	一般療養	比較的軽症であるが定期的に通院を要する者	6
障害等	身体障害者手帳 1 級若しくは 2 級、療育手帳 A 1 若しくは A 2 又は精神障害者保健福祉手帳 1 級のいずれかを所持する者		10
	身体障害者手帳 3 級、療育手帳 B 1 又は精神障害者保健福祉手帳 2 級のいずれかを所持する者		7
	身体障害者手帳 4 級、療育手帳 B 2 又は精神障害者保健福祉手帳 3 級のいずれかを所持する者		5
看護・介護	常時親族の看護又は介護に当たっている者		7
その他	保護者が学生、就労のための専門学生等の場合	ひとり親家庭又は両親のいない家庭	7
		その他	5

別表第 2（第 2 条関係）

保護者、家庭又は児童の状況		点数
ひとり親家庭又は両親のいない家庭		15
65歳以上の保護者がいる家庭		5
生活保護を受給している世帯		5
対象児童の保護者でなく、介護又は看護を必要としない65歳未満の祖父又は祖母が対象児童と同居している場合		－ 5
パート、自営業、内職等	1月の平均就労日数が20日	－ 1
	1月の平均就労日数が15日から19日まで	－ 2
対象児童が次のいずれかに該当する場合		3
(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する場合		
(2) (1)と同様の状態である旨の医師の診断書等を提出した場合		